

鉄道施設に適用する特記事項

1 条件等

(1) 設備容量検討

- ア 鉄道施設に設置する太陽光発電設備については低圧で連系すること。
- イ 橋本車両基地に設置する太陽光発電設備の設備容量については、既設の太陽光発電設備（設備容量 47.5 kW）を踏まえ、検討すること。

(2) 現地調査

- ア 太陽光発電設備の設置可能箇所の一部が電車線と近接しているため、施設管理者と協議の上、現地調査を行い、施工計画を立てること。

2 太陽光発電設備設置工事の条件

(1) 仕様

- ア 鉄道施設の工事は、以下の交通局規程類（必要時貸与）も適用する。

【交通局規程類】

- 福岡市高速鉄道実施基準管理規程
- 福岡市高速鉄道電気実施基準
- 福岡市高速鉄道土木実施基準
- 福岡市高速鉄道 1・2 号線鉄道施設設計仕様書（電気編）
- 福岡市高速鉄道 3 号線鉄道施設設計仕様書（電気編）
- 福岡市高速鉄道運転取扱実施基準
- 福岡市交通局安全管理規程
- 福岡市高速鉄道施設作業要領
- 列車等の運転に關係する業務の委託に関する要領
- 施設関係係員資質管理要領
- 施設関係係員教育訓練要領

- イ 鉄道施設に設置する太陽光発電設備の取付けは、列車走行による風圧や振動への対策を十分に講じること
- ウ 太陽光発電設備による反射光が列車運行に影響を与えないようにすること。
- エ 既存施設の保守を安全に行えるよう、太陽光発電システム側に開閉設備を設けること。

(2) 配慮事項・安全対策・停電

- ア 事業者は、鉄道施設での作業の着手前に、施設関係係員としての資格が必要であるため、施設管理者が行う教育訓練を受けること。また、事業者の作業員に対し、作業に必要な知識・技能について教育訓練を実施すること。
- イ 教育訓練の実施に際しては、教育訓練実施計画書を施設管理者に提出し、承諾を得ること。ま

- た、教育訓練実施後、実施結果及び施設関係係員資質管理台帳を提出すること。
- ウ 交通局にて認定又は許可した資格が必要な作業については資格を有する者を配置すること。
- エ 貝塚駅は令和8～10年度にかけて貝塚駅リニューアル工事を実施し、当該工事において令和9年度に駅舎及びホーム屋根の防水等改修工事を行う予定である。このため、原則として防水等改修施工後に太陽光発電設備を設置すること。また、当該施工業者及び施設管理者と施工方法及び施工時期について事前に協議を行った上で施工を行うこと。